募集期間:令和5年2月1日(水)~令和5年2月28日(火)

番号	ご意見	市の考え方
1-а	①誉田4丁目1-1は決定事項でしょうか。他の場所への移転は検討されましたでしょうか。	本市は庁舎建設が可能な敷地を所有していないため、用地取得には 多額の事業費が必要となることや、移転により行政機能が別館と分 離し、市民の利便性が確保できなくなることなどから、現庁舎敷地 での整備を中心に検討しております。
1-b	②庁舎に必要な面積の算出について。社会福祉協議会などが庁舎内に継続して入っていますが、その分の面積は計算に入っているのでしょうか。	外部団体の面積については今後の検討とさせて頂きます。
1-c	③新庁舎は7階建てとありますが、地震でエレベーターが止まると不便です。現在の場所に建て替えるのであれば、今の来客駐車場含めて敷地を広く使い2階建てにして屋上駐車場にしたほうが、庁舎長持ちで安全、ローコストではないでしょうか。乗用車は、信号交差点から出入りすることで、現状の右折入庁による交通事故の危険回避ができて、屋上駐車場への出入りも高低差を利用すれば容易と思います。本館機能は、支所やリックやコロセアム、別館2階3階を仮庁舎とすることで維持することができると思います。	ご意見として承ります。
1-d	④転出入の手続きで、市民課など本館と介護保険など別館を行き来する必要があるので、導線が短くなればありがたいです。足の不自由なかたの場合、市民課からの連絡で介護保険など担当者が市民課に出向いて説明することもあります。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
1-е	⑤本館や別館の正面出たところの段差につかまるところがないので、躓いたり転倒されるかたがいます。段差の無いようにお願いします。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
1-f	⑥車椅子と介助者が出入りできる広さのトイレ設置をお願いします。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
1-g	⑦ガラス張りは地震の際割れて危険。換気や採光は重要ですが普通が一番です。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
1-h	⑧ポスター等を貼るスペースを広めに確保してほしい。壁面のタイルに貼らなくても良いようにしたい。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
	①議会図書室の設置について 基本構想案を拝見したところ、議会図書室のスペースが抜け落ちているように感じました。 議会図書室は、地方自治法第100条第18項で都道府県及び市町村議会に設置することが義務付けられており、地方自治における二元代表制の一翼を担う機関の知的基盤として、執行機関の監視機能及び議会自らが政策立案を行う機能をサポートする役割が求められています。 他市町村「建設事例」に基づく面積算定に記載の奈良県大和高田市、大阪府富田林市、大阪府和泉市、大阪府枚方市には、それぞれ議会図書室が設置され、4市のうち和泉市を除く3市には、議会図書室規程も存在しています。 地方自治法で義務付けられている議会図書室を設置しないのは、地方自治法違反にもなりかねないと思います。 現状、書庫的な利用しかされていない議会図書室ですが、議員や議会関係者、市民も利用できる議会図書室を本庁舎建て替えのタイミングで、設置すべきであり、そのスペースを設置することについて、基本構想策定時に盛り込んでください。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
	②中学生自学自習サポート事業「はびきの中学生study-O」のスペース・自習室の設置について市役所A棟中東会議室で実施されている中学生自学自習サポート事業「はびきの中学生study-O」については、良い取り組みと評価しています。中学生自学自習サポート事業「はびきの中学生study-O」の時間帯はそのスペースとし、それ以外の時間帯については、中学生の利用はもちろん、市内の中高生をはじめとする市民が利用できる自習スペースとして開放してください。羽曳野市の子どもたちの学力向上のため、市役所のスペースを有効利用することを使うことは、将来を担う羽曳野市民のために必要ではないかと思います。	

募集期間:令和5年2月1日(水)~令和5年2月28日(火)

番号	ご意見	市の考え方
2-c	③図書館機能、ブックステーション機能等の設置について 羽曳野市立古市図書館は、月・火曜日休館しており、羽曳野市立中央図書館は毎週 月曜日に休館することとなりました。 市役所内に図書館機能を有するスペースを設置することは、その休館日を補完し、 市民だけでなく職員の公務での利用にも役立つと思います。図書館は、政策立案支援を担うことも求められており、本庁舎内に図書館機能を有することは、その政策立案支援を行いやすくなると思います。市役所敷地内には、従来「森の郵便局」に児童書が置かれていましたが、マイナンバーカード申請サポート常設会場になってしまったため、利用できなくなってしまいました。 本庁舎設置のスペースに限りはあると思いますが、少なくてもはびきのコロセアム内にあるブックステーション程度でもいいので、図書館機能があると、基本方針2にある市民サービスの向上をめざした庁舎に寄与するものと思われます。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
2-d	④博物館機能について 歴史資産の展示施設について、基本構想案では言及されていますが、世界遺産を有する羽曳野市内に博物館がないことは恥ずかしいことだと思います。 近隣の柏原市立歴史資料館や松原市民ふるさとびあプラザ、府内の四條畷市立歴史 民俗資料館などのように学芸員が存在する資料館があることで、子どもの頃から郷土を愛し、歴史を後世に引き継いでいき、観光スポットにもなる場が生まれるのではないかと思います。他市では、小学校3・4年生の地域学習について、歴史資料館を学校から見学する学習が行われていますが、羽曳野市では実施できていません。本庁舎設置時に、保健センターのみ複合施設化と表現されていますが、こうした歴史資料館を複合施設として組み込むことで、緊急防災・減災事業債だけでなく、「一般補助施設整備等事業債」等の地方債も活用できるのではないかと思います。 ⑤公共施設循環福祉バスののりばについて 現在、公共施設循環福祉バスのバスのりばとバスの駐車スペース(車庫)は離れており、9時出発のバスの場合、運転手は始業時間前から出庫し、のりばに回送してい	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
3-a	る状態です。最大 6 台のバスがあり、バックして議会棟下に停車する必要があるが、駐輪場も近くにあり、危険な状態が続いています。基本構想案では、公共施設循環バスのバスのりばについての記述はないが、想定しておく必要があるのではないでしょうか。場合によっては、市民広場(防災拠点広場)を月~土についてはバスのりばとすれば、第 2 駐車場(バスの駐車場)との距離も近く、良いのではないかと思います。 ①「基本構想(案)」では、新庁舎に必要な延床面積について、①平成22年度地方債同意等基準運営要綱の別紙2「庁舎建設事業債の標準的な事業費について」の標準面積に基づく延床面積、②国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく延床面積、③他市町村「建設事例」に基づく延床面積、の3つの基準で算定した延床面積の平均値をもって、新庁舎の必要延床面積を17,600㎡と算定している。しかし、①と②の算定根拠を比較すると、①では考慮されていないものが②には含まれている。それは、「基準算定以外のその他諸室(付属面積・固有業務室等)」である。その中には「福利厚生機能、市民交流機能、歴史遺産展示スペース等」の他、防災機能などが含まれている。したがって、①には含まれていないと考えられるこれらの延床面積4,000㎡を①に加算すれば、18,331㎡ではなく22,331㎡となる。これは、新庁舎に求められていると「基本構想(案)」でも位置付けている機能(世界遺産関係等展示スペース、災害時の市民避難所及び防災対策本部機能等)を果たすうえでも当然のことである。	ご意見として承ります。
	②また、市が多くの自治体が採用しているとして算定根拠とした平成22年度地方債同意基準等運営要綱の別紙2「庁舎建設事業債の標準的な事業費について」はすでに廃止されており、令和4年度運用要綱では、一般的な庁舎建設に当たっての面積積算基準はなく、被災庁舎の建て替えや浸水地域等からの移転などの際の庁舎建設における起債同意基準として「入居職員数に一人当たり35.3㎡を乗じて得た面積」を上限とする取扱いに変わっており、この基準を庁舎の建て替えに採用している自治体もある。この基準をもとに、新庁舎の延床面積を算定すれば、35.3㎡×734人で25,910.2㎡となる。③さらに、延床面積の積算根拠である職員数だが、市職員のみとしているが、現在、市役所本庁舎、A棟及び別館には、派遣労働者や業務委託先の労働者、社会福祉協議会の職員などが働いており、新庁舎建設においてもこうした労働者数も考慮に入れることが必要である。④また、国土交通省の基準に基づく積算内容について、主幹が係長級に位置付けられているが、本市において主幹は「課長補佐級」に格付けされており、この点でも「基本構想(案)で算定されている新庁舎に必要な延床面積の見直しが必要である。⑤これらのことを総合的に考慮すれば、「基本構想(案)」が示す新庁舎の延床面積17,600㎡では、規模が不十分であり、「基本構想(案)」が求める新庁舎の役割・機能を充分に果たせないものと考える。	

募集期間:令和5年2月1日(水)~令和5年2月28日(火)

番号	- Cian Cian Cian Cian Cian Cian Cian Cian	市の考え方
3-b	2. 市職員が快適に働ける執務室をはじめとした整備を確実に位置付けること ①労働安全衛生法や同法に基づく事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則、さらには事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針などを踏まえ、市には市職員等が安全で安心、快適に働ける職場環境を整備することが求められている。 ②また、上記規則・指針等に加え、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防を徹底するための対策も必要である。 ③そして、市職員の福利厚生施設として、更衣室、シャワー室、食堂・喫茶室、保健・休憩・談話室、労働組合事務所などのスペースも確保しなければならない。これらの必要な延床面積をしっかりと積算し、基本計画・基本設計・実施設計の段階で具体化することが必要である。	ご意見として承ります。
3-c		①については、引き続き各段階ごとに事業費の見込みを精査してまいります。 ②については、ご意見として承ります。
4	現在の日本国においては自然災害、健康被害の出る災害等の様々な災害がございます。本庁舎は耐震性などを考慮しても本庁の最新化は避けては通れないでしょうしむしろ着手が遅いと感じます。上記の健康被害の出る災害は羽曳野市の健康施作の拠点となる保健センターの老朽化が当てはまると思います。ハードの面で今の時代にそぐわない物になっております。従来より問題になっておりましたストレッチャーの乗らないエレベーターの件。また休日急病診療におきましても、感染症の方と非感染症の方との待合室が横並びで区切りが無く、感染対策が全く考慮されていない件。それが原因で発熱者は車で待機となる様ですが、駐車場も狭く機能面も時代に即しておりません。また、歯科におきましては外階段を使用して診察室に入らないといけない状況です。日本の気候は昔と違い急激な寒暖差がありますが、保健センターの空調設備は冷房暖房が大がかりな手順を踏まなければならず、こまめな暖房、冷房の切り替えが出来ないので健康被害が出る可能性がある状態です。また保健センターの耐震性は建築基準が変わったあとの建物との事で検査は受けていないと聞きます。即ち耐震性はあるとの判断です。しかしながら見るからに脆弱、トルコでの災害の件に学んでペーパー上の論議ではなく実際の強度を市の重要な建物は検査して頂きたいものです。以上のことより自然災害での健康被害、そして重要な市民の健康の拠点となる保健センター及び休日急病診療所を本庁舎の建て替え事業に組み込んだ方が良いと思います。その時にお願いしたいのは、設備やシステムの削減は市民サービスの削減に繋がるためしないで頂きたいと思います。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
5-a	1. 震度 6 規模地震時での、避難所としての機能。 自家発電設備、トイレ(屋内トイレは水がないので使えない)、スコップ・つるはし(汚物・生ごみを埋める穴掘り用)、携帯電話充電用コンセントコード、備蓄品(水(タンク・ペットボトル等)、非常食(インスタント食品・缶詰・瓶詰等)、携帯電灯・懐中電灯・電池、薬(風邪・腹痛・頭痛・便秘薬・下痢止め・消化剤等)、自家発電機用燃料、車両用燃料(ガソリン・灯油等) ※東日本大震災(震度 6 強)死者 1 万9747人/行方不明2556人/全壊住家12万2005戸(21.3.1現在)/発災直後の避難者約47万人/仮設住宅約12万4000戸	市民の避難所については、市内各所に指定緊急避難場所を設定しております。庁舎は防災拠点として位置付けております。
5-b	2. 大規模災害時、情報発信基地としての機能の保持。 自家発電設備(上述)、通信機材	5-aの回答のとおり、庁舎は防災拠点として位置付けております。防 災拠点として必要な機能については、基本計画段階でも引き続き検 討してまいります。
5-c	3. 犬・猫舎(組み立て式・犬用・猫用)(犬・猫を連れて避難にくる人がいる。	5-aの回答のとおりです。

募集期間:令和5年2月1日(水)~令和5年2月28日(火)

番号	ご意見	市の考え方
6-а	1. 庁舎への交通アクセス ①現在、東側の国道からの庁舎への車両の進入については、信号もなく、国道の渋滞、事故へのリスクが高いのが現状で、現庁舎南側の道路を拡幅し、歩道も設置し、国道交差点からの車両と歩行者の庁舎への安全な導線の確保が望まれると考えるが、今後の基本計画で検討してほしい	ご意見として承ります。
6-b	2. 市民会館、保健センター等の複合化 ①市の公共施設アクションプランにありますように、市民会館との複合化について、市民ホールのような多機能スペースも基本構想に入っているのでしょうか②保健センターの将来的本庁舎への移転構想は、現保健センターの跡地活用も含め、ぜひ実現してほしい。 ③その他の周辺官庁施設、児童館、図書室などについても複合施設化することでシビックセンター的な庁舎となり、利便性が向上すると考えますが、他の行政機関との連携など構想はありますか	①市民会館の複合化については、対象外としております。 ②ご意見として承ります。 ③現時点では他の行政機関との連携構想はありません。
6-c	3. 防災機能 ①本庁舎のランデブーポイント新規設置の構想は入っていますか ・災害時や救命救急のドクターへリによる患者搬送の場外離着陸場として、新庁舎 屋上にヘリポート設置による新たなランデブーポイントを設置し、一方で、世界遺産のまちとしても、ヘリコプターによる市内の古墳など観光遊覧など多目的に活用できるので是非検討してほしい	ご意見として承ります。
6-d	4. 公民連携スペースの確保 ①コンビニ、カフェなどの収益も期待できる公民連携スペースを確保することで、 多様な主体が連携できるような場が整備され、市民が集まり、立ち寄りやすくなる 環境となりますが、構想にありますでしょうか	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
7-a	【意見1 新庁舎計画策定における先進技術導入検討の進め方について】 羽曳野市においては、種種の申請・手続きをオンラィンでできるよう施策を講じられておりますが、昨今の飛躍的な技術革新により、設備や機械装置などのハードが将来的に陳腐化する可能性があります。例えば、2022年より㈱NTTデータが複数の自治体を対象にオンライン相談窓口を設置する実証実験を進めており、自治体がオンライン上で住民に対面と同じようなサポートを提供できる体制づくりを試行しています。当市においても、他市町村の事例研究に留まらず、新庁舎建替整備推進に並行する形でこうした先進技術を用いた実証実験に取り組み、将来において必要とされる庁舍の機能・規模を経験知ベースで見極める必要があると感じます。	今後の庁舎計画への参考とさせて頂きます。
7-b	【意見2 子どもの遊び場確保について】 令和2年に策定された「はびきのこども夢プラン」において、第2章子ども・子育てを取巻く現状、(11)子供の遊び場についてというアンケートで、就学前児童および小学生児童の保護者のいずれにおいても「(子供の遊び場に)満足していない」の割合が6割超あり、特に「雨の日に遊べる場所がない」との意見が最も多いという厳然たる事実があります。基本構想(案)の6ページにおいて旧庁舎にキッスペースがないと言及されていますが、新庁舎においては小規模なキッズスペース設置に留まらす、児童館と呼べる規模で「雨の日でも子供と保護者が利用できる児童厚生施設」を設置してはいかがでしょうか。埼玉県北本市においては庁舎建替に際し、市役所機能と児童厚生施設を複合化し、庁舎を多世代交流拠点として昇華させた先進的な事例がありますので、基本構想の「求められる性能、市民利用・交流空間の確保」にも資することができると思料します。また、古墳をコンセプトとした児童厚生施設であれば遊びを通して古墳について学び郷土愛を育むことができますし、歴史資産展示スペースの体験型展示および市民広場とのシナジー効果も期待できます。以上、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	